

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市条例第85号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市横大路運動公園について、次のとおり、使用料の適正化を図るため、これを改定するとともに、洋弓場の部分使用の供用時間を変更することとしました。

1 野球場の使用料の改定

区 分	現 行	改 正 後
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日	2,500 円	2,000 円

2 洋弓場の部分使用の供用時間の変更

現 行	改 正 後
午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時（市長が定める期間にあっては、午後 6 時又は午後 7 時）まで

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第85号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例

京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1 供用時間の欄中「午後5時」の右に「(別に定める期間(以下「特定期間」という。))にあっては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時)」を加える。

別表第2 野球場(1面1時間につき)の項中「2,500」を「2,000」に改め、同表備考1中「午後5時までを」を「午後5時(洋弓場の特定期間における部分使用にあっては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時)までを」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)